

## 事例9

# 津波避難路による円滑な避難



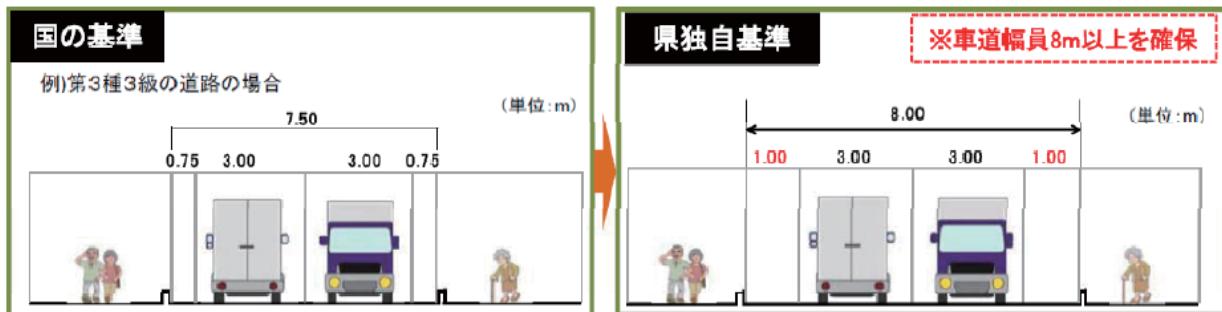
人口：2,318,692人（H25.3末）  
特徴：東北地方の中央に位置し、豊かな漁場や日本三景の一つである松島・仙台平野など、海・山・川・平野が調和した自然環境。

復興の足音のもと、宮城県では津波避難のための取組を加速させている。平成24年3月に策定した「津波避難のための施設整備指針」に沿った整備を行うため、分権改革の成果を活用し、平成24年12月、車道・歩道を拡幅して整備する独自の基準を含む「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を制定した。

この基準に基づく津波避難路の整備により、緊急時に、緊急車両が車道に乗り捨てられた車を避けて通行することや、歩行者の円滑な避難を可能とした。

### 整備のイメージ

#### <車道部幅員>



#### <自転車歩行者道・歩道の幅員>



新たな基準で整備を進める車道・歩道のイメージ

## 東日本大震災の経験を踏まえて

宮城県では、東日本大震災の経験を踏まえ、学識者、沿岸市町、沿岸消防本部等で構成されている「宮城県津波対策連絡協議会」において、復興に向けたまちづくりにおける避難路等の整備に際して留意すべき事項等を整理した「津波避難のための施設整備指針（平成24年3月）」を策定し、その指針に沿った施設整備を進めている。

## 津波避難路の車道・歩道の幅を確保

従来、道路構造令の基準では、平地部の都道府県道の車道（3種3級）の幅は7.5m以上、歩道の幅は2.5m以上とされていたが、第1次一括法により改正された道路法に基づき國の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、宮城県では、平成24年12月、「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を制定し、市町村地域防災計画等法定の計画で津波に襲われた際の避難路として位置づけられた道路（津波避難路）については、「津波避難のための施設整備指針」に沿って車道の幅を8.0m以上、歩道の幅を3.5m以上確保することを定めた（平成25年4月施行）。

## 人命を守るためのまちづくり

車道を拡幅して整備することにより、津波発生等の緊急時に、車道に乗り捨てて避難する場合にも緊急車両が通行できる幅員を確保することができる。また、歩道の幅を拡幅することにより、津波発生等の緊急時の歩行者の円滑な避難につながる。



津波避難路の整備例（一般県道岩沼海浜緑地線）

## 地方分権改革との関連

第1次一括法による道路法の改正で、道路構造の技術的基準は条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造（車線の幅員、勾配、曲線半径等）の技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、車道・歩道を拡張する基準は、国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

## 関係者からのメッセージ

津波避難路としての車道幅員の設定に当たって、幅広に整備することが、円滑な避難や救助活動にとって効果的である一方、津波襲来の発生頻度を考慮すると、道路構造令以上の幅員に設定することは、過大であるとも思慮されました。

すなわち「いざというときの命の重さ」と同時に、「いざというときそのものの頻度」にも着目した上で、車道幅員を決定する必要があったのです。

以上を踏まえ、路側に停車する車両がある中でも、緊急車両の通行が可能であると判断し、規定値8mと設定するに至りました。

今後、同規模の津波が襲来したとしても、今回の震災と同じような被害を出さないよう、津波避難路の整備を図り、災害に強い県土の構築に努めたいと思っています。

（宮城県土木部道路課）

